

令和8年度不祥事防止委員会 年間活動計画

神石高原町立三和中学校

1 目 的

不祥事防止委員会は、教職員の状況把握と効果的な不祥事防止対策（研修案）などを企画、実施することを通して、教職員の規範意識の高揚を図り、教職員による不祥事を未然に防止し、もって生徒、保護者、地域住民からの信頼を確保することを目的とする。

2 協議内容・活動内容

不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、活動する。

- (1) 不祥事防止に係るチェック体制の整備と強化を図る。
- (2) 不祥事防止に係る研修を企画、実施する。
- (3) 他県や他校の取り組みなどを調査・研究する。
- (4) いじめ・体罰・セクハラ相談窓口との連携を図る。
- (5) 必要に応じてPTA等の外部と連携を図る。

3 構成員

不祥事防止委員会の委員は校長が指名し、次の6名の委員で構成する。

校長・教頭・事務長・各学年代表者

4 年間活動計画 研修は、原則 金曜日16時20分 職員室（長期休業中は別途計画）

月	活動内容・研修内容等	方法	内容	担当
4月	○転入者・新任者研修 「服務と不祥事防止について」 ○諸会計の取り扱い ○第1回不祥事防止委員会 「年間活動計画」について ○いじめ・体罰・セクハラ相談窓口啓発（PTA総会） ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入①	説明・質疑 説明・質疑 協議 説明 自己診断	教職員による不祥事の根絶 学校諸費取扱要項・規定の施行について PTA総会資料 自己点検用紙	教頭 事務長 事務長 教頭 事務長
5月	○学校運営協議会へ取組方針説明 ○校内研修①「緊急時対応（怪我）」 ○第2回不祥事防止委員会 「状況把握・研修内容検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入②	説明 自己診断	協議会資料 自己点検用紙	教頭 3学年 事務長 事務長
6月	○校内研修② 「SNS利用について」 ○第3回不祥事防止委員会 「状況把握・研修内容検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入③	 協議 自己診断	 自己点検用紙	2学年 事務長 事務長
7月	○「心の悩み相談」アンケート実施① ○校内研修③ 「日常の服務について」 ○第4回不祥事防止委員会 「状況把握・研修内容検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入④	アンケート調査 協議 自己診断	アンケート用紙 自己点検用紙	担任 教頭 事務長 事務長
8月	○校内研修④ 「飲酒運転について」 ○校内研修⑤ 「個人情報の漏洩について」 ○第5回不祥事防止委員会 「状況把握・研修内容検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑤	協議 協議 協議 自己診断	 自己点検用紙	1学年 3学年 事務長 事務長

9月	○第6回不祥事防止委員会 「状況把握・研修内容検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑥	協議 自己診断	自己点検用紙	事務長 事務長
10月	○学校運営協議会への報告 ○校内研修⑥ 「交通事故について」 ○第7回不祥事防止委員会 「状況把握と対応について検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑦	説明 協議 協議 自己診断	協議会資料 自己点検用紙	教頭 2学年 事務長 事務長
11月	○校内研修⑦ 「火気取扱と安全点検について」 ○第8回不祥事防止委員会 「状況把握と対応について検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑧	説明 協議 自己診断	実施要項 自己点検用紙	防火 管理者 事務長 事務長
12月	○「心の悩み相談」アンケート実施② ○校内研修⑧ 「セクハラについて」 ○第9回不祥事防止委員会 「状況把握と対応について検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑨	アンケート 協議 協議 自己診断	アンケート 自己診断用紙	担任 1学年 事務長 事務長
1月	○学校諸費会計等の年度末処理について ○第10回不祥事防止委員会 「状況把握と対応について検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑩	説明・質疑 協議 自己診断	自己点検用紙	事務長 事務長 事務長
2月	○「心の悩み相談」アンケート実施③ ○学校運営協議会への報告 ○第11回不祥事防止委員会 「状況把握と対応について検討」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑪	アンケート調査 説明 協議 自己診断	アンケート 自己点検用紙	担任 教頭 事務長 事務長
3月	○第12回不祥事防止委員会 「年間の反省と次年度の課題」 ○「三和中学校服務規律等自己点検票」 記入⑫	協議 自己診断	活動計画 自己点検用紙	事務長 事務長

※1 懲戒処分(記者発表資料)の事案による服務研修は(注意喚起)は、随時実施し、報告をする。

※2 機に応じて、新聞記事等を活用し、全員に配布し職朝で注意喚起をする。

※3 年間計画及び「いじめ・体罰・セクハラ相談窓口」については、ホームページに記載するとともに、学校だより等で周知を図る。

5 不祥事防止委員会の位置づけ

